

し尿処理

住民課 ☎ 8 3 - 2 1 8 2

□ し尿処理・汲取不可能世帯の補助金交付

し尿汲取り世帯で無料の取扱を受けない、し尿汲取不可能な地域に居住する世帯および浄化槽清掃料金の軽減措置を受けられない世帯に対して、町が補助し設置者間の不均衡の是正を図り、衛生的な維持管理をお願いしています。

●汲取り世帯（無料）

一般汲取り世帯については毎月1回～3か月に1回、無料で汲取りを行っています。ただし、規定量を超える場合、および臨時に収集処理する場合は、36リットルにつき325円です。

●汲取り世帯（有料）

下水道が供用開始された地域では、一定期間を経過すると有料となります。また、事業所および不特定多数の者が使用する施設は有料で36リットルにつき650円です。

●浄化槽世帯

生活排水・・・家庭でし尿と日常生活に伴って排出される排水で、水洗トイレ、台所、洗濯、風呂からの排水をいいます。

雑排水・・・し尿を除く、台所、洗濯風呂などの排水です。

単独処理浄化槽はし尿のみ処理で、合併処理浄化槽は、し尿と雑排水を合わせて処理する浄化槽です。浄化槽は、微生物の生物活動を利用して汚水の水質浄化を図るものであり、浄化槽法により定期的な保守点

検および清掃が義務付けられています。単独および合併処理浄化槽は年4回（人槽により回数が違います。）の保守点検と、年1回の法定検査と清掃（汚泥の抜き取り）。専門知識を有する者の保守点検が必要です。

●浄化槽清掃料金の軽減

浄化槽の清掃手数料は、槽の型式と容量によって異なります。町では、家庭の負担を少しでも軽減するためと適正な維持管理を目的として補助をしています。なお、浄化槽の設置については、事前の許可が必要です。この設置届出がないと、補助の対象になりません。

なお、下水道が供用開始された地域では一定期間を経過すると軽減を受けられなくなります。ご不明の場合は住民課にお問合せください。

